

(康暦二年八月三日の條参照。)

十一月十三日。某、鳳至郡總持寺延壽堂に、櫛比莊浦上村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 延壽堂浦上 六二二

寄進惣持寺田之事

合貳段者在所宮腰前

右件寄進意趣者、天長地久御祈禱狀如件。

永徳元年十一月十三日 □ □ 在判

弘和二年 壬戌 紀元二〇四二

永徳二年 京都

二月十八日。志津浦時長等、鳳至郡大澤村黒杉分の文書紛失に就いて置文を作る。

【筒井文書】 鳳至郡 六二三

能登國大澤村内黒杉分乃文書事

右彼於文書者、千萬自何方出事有といへども、盗人(謀害)ぼう

せうと而、其咎公方より堅可有御罪科者也。さるによつて、彌次郎時氏が文書を本と而、彼黒杉分お知行すべき物也。但後日爲支證之、志津浦之中務尉時長、上大澤之三郎左衛門尉時本、丹内左衛門時實、相共に彼狀をしたゝめ置上者、更煩あるまじく候也。仍所置文如件。

永徳貳年二月十八日

志津浦中務尉

時 長 在判

上大澤三郎左衛門尉

時 本

丹内左衛門尉

時 實 在判

二月廿一日。幕府、近江守護六角滿高をして、同國船木關所に山城臨川寺領加賀郡大野莊の年貢抑留を停めしむ。

【臨川寺重書案文】 山城 六二四

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事、諸關不可有其煩之

由、代々被下勅免輪旨之處、當年於湖上船木關留置云々。太不可然。不日相觸此趣、關務可被勸過之狀、依仰執達如件。

永徳二年二月廿一日 (新波義將) 左衛門佐 在判
(六角滿高) 佐々木四郎殿

【臨川寺重書案文】 六二五

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事、諸關不可有其煩之由、被下勅免輪旨之處、於當年江州湖上舟木濱關所、門山六社造關務留置云々。太不可然。不日致警固沙汰、每度可勸過之狀、依仰執達如件。

永徳二年四月廿七日 左衛門佐 在判
佐々木四郎殿

二月廿二日。左衛門大尉藤原某、鳳至郡總持寺に、櫛比莊内保村の田地を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡 六二六
能州櫛比庄内々保村田地政段陸、并山年貢伍百文以下事

物持寺任、本寄進之旨、御管領不可有相違之狀如件。

永徳二年二月廿二日 (書人、宗成) 左衛門大尉藤原 在判

(總持寺文書至徳二年十一月の左衛門尉宗成と、本光寺文書永和二年十一月九日の左衛門尉宗成とは花押相同じといへども、この左衛門大尉藤原のものは全く異なり。案するにこゝに宗成と書入を加へたるは失考なるべし。)

三月二日。長谷部正連、鳳至郡林丘庵に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 六二七
きゑんちたてまつるのとの國くしひの庄林丘庵の田地事
合壹貫四百文者

- 一所いたき八百文
- 一所ろくろき田畠共貳百五十文
- 一所へひのやつ百五十文
- 一所多のきたいら貳百文